

平成22年大和町議会決算特別委員会会議録（第5号）

平成22年9月17日（金曜日）

応招委員（17名）

委員長	鶉橋浩之君	委員	堀籠日出子君
副委員長	上田早夫君	委員	馬場久雄君
委員	藤巻博史君	委員	浅野正之君
委員	松川利充君	委員	大友勝衛君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	平渡高志君	委員	中山和広君
委員	堀籠英雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	高平聡雄君	委員	大崎勝治君
委員	秋山富雄君		

出席委員（17名）

委員長	鶉橋浩之君	委員	堀籠日出子君
副委員長	上田早夫君	委員	馬場久雄君
委員	藤巻博史君	委員	浅野正之君
委員	松川利充君	委員	大友勝衛君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	平渡高志君	委員	中山和広君
委員	堀籠英雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	高平聡雄君	委員	大崎勝治君
委員	秋山富雄君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総 務 まちづくり 対 策 官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程

代表質疑

- ・ 産業建設常任委員会（馬場久雄委員）
- ・ 総務常任委員会（中山和広委員）
- ・ 社会文教常任委員会（桜井辰太郎委員）

平成22年度各種会計決算採決

午後1時00 開 会

委員長（鷯橋浩之君）

皆さん、こんにちは。

開会前に皆さんにご連絡いたします。本日、決算特別委員会を傍聴したいとの申し入れがあり、許可することといたしましたので、よろしく願いをいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、監査委員報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで監査委員報告については質疑を終わります。

続きまして、代表質疑を行います。

代表質疑は産業建設常任委員会、総務常任委員会、社会文教常任委員会の順に行います。

初めに、産業建設常任委員会代表、9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

それでは、産業建設常任委員会を代表いたしまして、3件質問をさせていただきます。

今回の決算特別委員会で特に産業建設常任委員会所管にかかわる質疑をピックアップいたしまして、各委員さん方から質問が多かった点についてご質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、公共下水道事業と農業集落排水事業の分

担金と使用料の収入未済額、これが非常に多いということで、それらの収納対策はどうしているかということについて質問いたします。

公共下水道事業特別会計の1款1項1目負担金については、収入未済額が353万1,790円、2款1項1目の使用料の収入未済額は1,012万316円、合計いたしますと1,365万2,106円となっております。また、農業集落排水事業の1款1項1目の分担金、2款の使用料についてもそれぞれ分担金が442万6,800円、使用料40万8,011円の収入未済となっております。特に公共下水道事業の収納率、特に滞納繰越分、負担金では14.7%、使用料に至っては50.1%。農業集落排水の滞納繰越分は分担金のほうで25%、使用料のほうは33.1%と、非常に収納率が低下しているという状況であります。

そういったことから、今後のこれらへの収納対応を強化すべきであろうと思うんですが、そのことについて町長から所見をお伺いいたします。

次に、祭り等イベント事業、これは農業振興、商業振興の面からの事業であります。この事業実施に当たってさらに効果を発揮するために検討すべき点はないのかということでご質問させていただきます。

6款1項2目商工振興、6款3目の観光費について質問をさせていただきます。

町では農業産品や商工業振興策の観点から、地場産業の定着と農林商工業の活性化を図る各種のイベント事業を実施しております。祭りに限定するわけではありませんが、産業振興という観点からいろんな地場産品の販売、またお祭りというふうな形を通してイベントを実施をしているんですが、なかなかイベントが一過性的な面があって、大和町を売るPR効果としては多少あるものの、通年を通して産業振興に寄与しようとする効果が期待薄であるというふうに感じられます。

そういったことを踏まえて、さらなる振興を図るために、こういった点を町として力を入れるべきか、町長から答弁をお伺いいたします。

3点目ですが、交通安全施設整備について現在の危険箇所の実態はということでご質問させていただきます。

平成20年度で交差点の路面標示を実施いたしまして、効果を上げているところではありますが、継続実施している整備事業の中でなお改善すべき点はないのか。夏場また冬場の気候条件で異なりますが、冬場の除雪、融雪作業も含め、その実態をお伺いするものであります。

以上、3点でございます。

委員長（鶉橋浩之君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまの馬場委員のご質問でございますが、初めに公共下水道事業と農集排水事業の分担金、使用料の収入未済についてでございます。

下水道事業及び農業集落排水事業の未納者につきましては、先ほど委員もお話しの部分もあるんですが、下水道事業受益者負担金につきましては平成21年度末で37名、353万1,790円、宮床の農業集落排水事業分担金におきましては、同じく平成21年度末で33名、442万6,800円となっております。

未納者のうち、接続済みの方、要するに使っている方といいますか——につきましては下水道事業につきましては6名、農業集落排水事業につきましては7名となっております。接続の方につきましては、一部納付済みという形でございまして、納入遅延といいますか、部分的におくれているという状況でございます。

受益者負担金につきましては、下水道の建設費の一部を利益を受ける人たちに負担をしていただくという制度でございまして、これを町税等の税金で賄うことになると、下水道の恩恵を受けない方といいますか、そちらに通じていないといいますか、そういった方にも負担をかけることになるということで、このことは公平な負担に反するということとなりますので、今後ともこの未納者の方々には本人に面談をし、その目的、必要性、そういうものを再度認識していただきながら、収納の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、下水道使用料のほう、農業集落排水施設使用料の未納者でございますけれども、平成21年度末の現在で下水道の使用料は1,012万316円、農業集落排水につきましては40万8,011円となっております。いずれも年々増加傾向になっておりますことから、納付の催告を強化し、納付計画の励行、管理の徹底によりまして、早期完納にさせていただくように努めてまいりたいと考えております。

また、水道料金とあわせて定期的な訪問徴収、納付相談、水道の場合は

停止予告、停水処分など、段階的な催告の強化によって継続的な徴収活動を図りまして、未納額が増加しないように収納率の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、祭り等イベントの事業実施に当たって検討すべきはないのかというご質問でございますが、町ではご承知のとおり、春には七ツ森湖畔公園花まつり、これは南川ダム周辺でやっておりますが、そして夏はまほろば夏まつり、秋には産業まつり、冬は島田飴まつり、これにつきましては携わっているといいますか、ご協力を一緒にしているという形で、春夏秋冬にわたってのそういったイベントを行っているところでございます。このほかにも、秋口には仙台市役所前の広場、勾当台公園市民広場で開催しております大和まるごとフェア in 仙台などの支援もしております。

まほろば夏まつりにつきましては、ご承知のとおり、本年で第16回を数えております。もともとは町制施行40周年の記念時に商工まつりや花火大会、お立ち酒全国大会等、こういったものをまちづくりの一環事業として集約をして、各種団体、町民の皆さんの融和と地域づくりの活性化を目的に町民皆様の手づくりの祭りとして実施しようということでスタートし、現在に至っております。

この間、各種団体との協議を重ね、これまでの年月の間にいろんな新しいブースといいますか、例えば黒川高校の物づくり体験や尾花沢のスイカの物産のブース、また花巻市の石鳥谷地区の踊りや尾花沢の花がさ音頭ですか、そういった交流もできておりまして、盛んになっているところでございますけれども、ボランティアであります町の職員や議員の皆さん、または交通安全指導隊、自衛隊の皆さん、消防署、企業の皆さん、あと商工会の関係者の皆様方、多くの方々、500人を超える方々の温かいご支援、ご協力の中で実施できる夏祭りとなっております。

花火については地権者からの了解や通行どめ等にかかわりまず警察の許可、それから花火打ち上げのための消防署許可など、短期間でその手続等をスムーズに進めなければならないことから、町で手続をしなければと考えておりますが、その他の運営につきましてはこれまでもお手伝いいただいている、協力いただいているところがございますけれども、15年も経過しているところでもございます。関係者の皆さん方の役割分担等、そういったものの見直し等も含めて、今後のあり方について皆さんとご相談をし

ながら運営をしていきたいというふうに思っております。

また、産業まつりでございますが、これは商工まつりと米まつりを一体化して、本年度で9回目となりまして、新米ができる時期に農林業者の方々、商工業者の方々、こういった方々が一堂に会して物販等を行っております。都市部での販売PRもございますけれども、地元での地産地消、そういったものの大切さも考えた中で行っております。

こういった歴史といいますか、そういったものもございますから、今後も商工会や農協さんを初めとする各種団体の協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

また、新米まつり、昔といいますか、去年まで巣鴨、池袋で行ってまいりました。このことにつきましては、年に一度、地区の方々、農家の方々のご協力もいただきながら進めておりましたが、いろんな現地の事情もありまして、これは平成21年度で終了しております。

総じていろいろご意見もある状況になっているところでございますけれども、楽しみにおいでになるお客様のこと、そういったことを念頭に置きまして、関係団体など協議しながら、やっぱり見直すべきところは見直して、町のPRや地場製品の普及、促進、誘客、そういったものに努めてまいりたいというふうに思っております。

こういった事業、一貫性がないといいますか、そういったご意見でございました。なかなか継続して毎日とか、そういったわけにはいかないというところがあります。先ほど申しましたとおり、シーズンごとといいますか、そういった折々にやる中で全体のつながりといいますか、そういったものも持っているところでございます。

また、継続的といえ、商工会でやっていただいておりますまるごと市、もう10年以上やっていただいております。こういった継続してやるということ、大変素晴らしいことだと思いますけれども、関係者のご苦勞も多いというふうに思っておりますが、町としましてもこういったまるごと市等、そういったものにつきましてはこれからも関係者の方々と一緒になって協力できる部分についてはやりながら地場製品の普及、またPR、そういったものに努めていきたいというふうに思っております。

次に、交通安全の施設整備についてということでございまして、現在の危険箇所の実態ということでございますけれども、本町の交通安全施設整

備につきましては歩行者の安全確保、車両の安全走行、児童生徒の安全な登下校等の観点から、交差点への十字マークやT字マークの設置、また道幅の狭い通学路等へのドットラインの設置、また見通しの悪いカーブや交差点への道路反射鏡、いわゆるカーブミラーの設置、それから転落防止のための防護さく、ガードレールの設置、また危険な交差点やカーブへの薄層舗装の設置等、さまざまな交通安全対策をとっているところでございます。

昨年度の交通安全施設の整備につきましては、2カ所、168メートルに防護さくを設置してございまして、また区画線の設置、センターラインの設置といたしますか、ラインを引いているところが23路線、9759.5メートル、また交差点への十字路設置1カ所やっております。またカーブミラーの設置も2基やっております、これらの整備を昨年度につきましては行ったところでございます。

現在の危険な場所の実態ということでございますけれども、町では特にドライバーの方々に注意や安全運転を促す箇所にそういった、先ほど申しましたような施設の設置を行っているところでございまして、これらの施設、設置箇所が危険箇所といたしますか、注意を要する箇所というふうに思っております。

そういう意味におきまして、これまで設置してきた交通安全施設の維持管理も重要なものと考えてございまして、その維持保全に努めているところでございます。この維持管理につきましては、道路パトロールや地区住民からの情報提供をもとに現地を確認し、逐次修繕等を行い、交通安全に努めているところでございます。

なお、道路パトロール等、これは毎週、基本的には月曜日、金曜日、パトロールをしております。また、雨天で作業ができないときなどはパトロールというふうな形でやっているところでございますけれども、なかなか全地区、見落としなくパトロールというのは難しいところがございますので、そういったことにおきまして地区民の方々とか、お気づきいただければ情報を提供していただきながら対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、除雪ということでございますが、除雪につきましては業者に委託をして積雪10センチ以上の場合等々の約束事をもってやっているところで

ございます。いつも早い場所、遅い場所等々、ご意見もいただくところでございますけれども、なかなか一斉にスタートしてもすべてを同じ時間帯に全部カバーするというのはなかなか難しいところがございます。除雪を委託するところにつきましては、夜も待機をしてもらって、そういう状況になれば早速の除雪対応なり、または融雪剤を散布してもらって、そういった対応になっているところでございますけれども、そういった状況ですべてが完璧にといいますか、皆さんのご要望どおりいっているところではないかもしれませんが、実情としまして、すべてが一遍にできるわけがないところがあるものですから、やはり朝の通勤とか通学とか、そういったところを優先的にやっていくというのが、そういう順番づけといえますか、なることはやむを得ないのだと思っております。できるだけ早く皆様方の除雪に対応できるようにはしていきたいというふうに思っておりますが、ご事情もご理解をいただければ大変ありがたいというふうに思います。以上です。

委員長（鶴橋浩之君）

産業建設常任委員会代表、9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

それでは、今ご答弁いただいたわけなんですけど、再質問させていただきます。

1件目の公共下水道事業並びに農集排水事業の収納対策についてでありますけど、やはり税の公平の負担の原則からいいますと、恩恵を受けない方にもしわ寄せがいくという答弁ございましたが、公平負担の原則から、さらにこの徴収対策に力を入れるべきだと思っております。

委員会の中でも、税務課の徴収対策班と一緒にあって、本気になって取り組むべきではないかというふうなご意見も出たところであります。現業である水道課並びに下水道課の職員だけでは、なかなかそういった徴収のほうまで回らないおそれもあるかと思っております。ぜひ税務課のそういった対策班なり徴収班と一緒に収納に努めるべきであろうというふうに思いますので、税の公平の負担原則という観点から、いま一度質問させていただきます。

それと、2番目のお祭り関係であります、町長おっしゃるように、四季折々、なるほど桜の季節、花火の季節、秋の農産物の収穫の季節、また冬の島田飴、そういった形でお祭り行事やっております。

今回、委員会の質疑の中でも出ております。やはり大和町としてなかなか特産品が育っていないのではないかと。さらに農産物もひっくるめてであります、やはりそういった農産物、また商業関係から生み出されたそういった物品を通年を通して販売して、そういった商業なり農業の振興に役立てるべきではないかというふうなご意見もあったところであります。

そういう意味で、巢鴨のほうは残念ながら場所の都合で今回で終わりということではあります、いろいろ全国各地に目を向ければアンテナショップであったり、いろんなそういうPRをする場はあります。アンテナショップもこのごろ行政の関係で仕分け対象になっているようですが、目先をちょっと変えてそういう全国的に宮城県の大和町のPRをもっともっとながら、やはりここの地元の方々にも愛されているものを広くPRしていくべきだというふうに思います。

そういう意味で、物産の拡売、取り組み、これはもっと観光物産協会なり振興公社なりのご協力もいただきながら拡張できないかということで、改めて質問させていただきます。

夏まつりに関しては、今お話あったように、商工会の商工まつりと同時開催ということで、役場の職員の方々の協力なしではなかなかできないぐらいの2日間にわたってのお祭りということで、その点もいろいろお話のあったところであります、ぜひ実行委員会の中で今後そういった1日でやれるものなのか、2日間にわたったほうが効果があるものなのか、将来的には今住宅団地備えているところから花火も上げているわけですので、いずれは近い将来上げる場所がなくなる。そういった場合にはどういう目玉となるイベントを持ちながら、日数の関係もあるでしょうけれども、その辺も検討も出てくるのではないかなと思いますので、質問させていただきます。

それから、交通安全施設については、今危険箇所の把握ということではあります、委員会の中でも出ているんですが、非常にガードレールをつけたり、ポールの反射材とか修繕したりということがありますが、特に反射材に関しては折損したり、歩道と車道との間に立っているものがあんまり

役に立っていないという状況ではないかというふうに言われております。そういった意味で、なおきめ細かな点検をすべきだろうと。

それから、ガードレールの色に関してであります。普通白い色というふうになっているんですが、どうもこのごろは、どっちが高いのかわかりませんけれども、価格の面ではないんだらうと思いますが、茶色のガードレールが多いと。特に山間地に草むらの中というか、その生え際に設置した場合に非常に見づらいと。夜間ヘッドライトで照らしても、あるのかどうかかわからない。それにぶつかってしまったとか、そういったお話も聞きますので、そういったガードレールはやはり白なら白とか、そういったものに統一できないものなのかどうか、その辺お伺いしますし、交通安全施設に関してやはり広く言えば歩道に出てくる街路樹の根で段差ができた。あとは歩道部分の除草が不徹底で、死角になって見づらくなると。これでもやはり交通安全施設といいますか、施設ではないんですが、そういった確かな安全を守るための除去作業といいますか、そういうものも進めるべきではないかなというふうに思いますので、改めてお伺いします。

除雪に関しては、お話が出たところなんです。さっきのポールの折損も多分冬場雪かぶっていて、除雪する際に折ってしまったとかそういったこともあるんであろうと思いますが、やはり夏場の点検を怠らないように、その辺も努めていただけないものかどうか、お伺いいたします。以上でございます。

委員 長 （鶉橋浩之君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、馬場委員のご質問でございますが、まず最初に下水道、農集排の徴収についてでございます。おっしゃるとおり、税の公平というのはいつでも申し上げているところでございまして、今も全く別々にやっているわけではないんですが、どうしてもそれぞれの担当課でやっている部分が強くなっている部分があります。税は納税のほう、また水道課につきましては下水道関係、また教育委員会等におきましては給食費もありますし、また都市建設になれば住宅費、アパート代と、いろいろあるわけでご

ざいまして、町として全体として取り組むべきということはおっしゃるとおりだというふうに思っております。

今、徴収対策という形でやっております、ローラー作戦、春には担当レベル、秋には課長クラスという形でやっているところがございますが、その中に一緒に取り込んだ形でやっていくことは、おっしゃるとおり大変必要だというふうに思っております。

徴収につきましては、水道だけではなくて、おっしゃるとおり公平さという部分につきましてはすべてにかかわってくるものでございますから、これは町として一体として取り組んでいかなければいけない。今後もますますそういった取り組みをしていきたいというふうに思っております。

次に、特産品についてなかなか大和町の特産品が生まれにくいという、なかなか難しいといえますか、特産品につきましては確かに大きなヒットといえますか、そういったものがない、なかなか生まれにくい状況でございます。

町としましては町の推奨品というものを設けまして、今26品目ほど推奨品を品物に対して町として推奨するというをやっております。そのことによって、少しでも商品のイメージといえますか、そういったものがその商品のよさにプラスになる部分があればというふうに思っております、そういったこともやっているところがございます。特産品をつくるにしても、なかなかつくってバツと特産になるといえますか、すごく難しいところございまして、それぞれの生産者の方々もいろいろご苦労してやっているところがございますけれども、そういった中で推奨品とかそういった町のお手伝いできる部分、一緒になれる部分、そういったものはこれまでどおりやっていきたいというふうに思っております。

また、アンテナショップといえますか、こういったものでございます。巢鴨につきましては、そういった形で残念ながら相手のいろんな事情もありまして今年度から休むといえますか、やめになっておりますが、毎年東京の宮城県の池袋にアンテナショップがあるわけがございますが、そちらのほうには町としても参加をいたしております。3日間ぐらいでしょうか、産業振興課、あと物産協会の方にもご協力をいただいた中でやっております。それだけでいいのかということがありますけれども、そういった

活動もしている。

それから、仙山交流というのがありまして、仙台と山形の交流会がございます。これは大和町だけではなくて、仙台圏域または山形の方々、そういったところで、あちから来てあちらの特産品と一緒に売るとか、こちらからお邪魔して、そういったイベントのときに参加をさせてもらうとか、そういったこともやっているところでございます。商品をPRしていくということは大切な中でありまして、そういった形の中でお手伝いをさせてもらっているという形。あと何か機会があれば参加するということになると思いますけれども、単発といいますか、店、店に、仙台の店にお邪魔をして、1ブースを借りて、あれはグリーンマートですか、でやっているとか、そういったこともありまして、そういった努力もしておりますが、なおそういったことを続けながら大和町のPRができればというふうに思っております。

祭りにつきましてでございますが、1日か2日かという問題も確かに前々からの課題であります。いろいろご意見がありまして、2日がいいというご意見もあれば1日に集約したほうがいいというご意見もある。いろいろなご意見がある中でございますから、今後、15年目にもなっていますので、そのあり方についてどうやったらいいか、そろそろ考えるときではないかというふうに思っております。

また、花火についてでございますけれども、今ヤマザワの南側でやっております。あのエリアであれば当面大丈夫なんだというふうに思っております、花火についてではですね。うちがどんどん建って立て込んできてということよりも、広さがあればということでございますので、花火については多分大丈夫ではないかというふうに思っておりますが、花火にかわるものというもので、皆さんからいろいろご意見があれば、それは花火にこだわることはなく、皆さんが楽しめるものがあれば、それは切りかえるということも当然あってよろしいというふうに思っております。

いずれにせよ、このお祭りは町だけでできるものではございません。商工会、住民の皆様方、商店街、皆さんのご協力がいただけて初めてやれるものでございますので、協力体制をどういうふうにとれるか、みんなが楽しめると同時に、その協力体制も安心して協力できるといいますか、無理のない協力体制の中でできればというふうに思っているところでございま

す。

それから安全設備、反射材といいますか、反射材というのは道路わきに立っている短い、ああいうこととお話しだというふうに思っております。背丈もちょっと低いものですから、草が生えたり、そうすると隠れてしまふとか、あとおっしゃるとおり除雪のときに誤って雪と同じに倒れてしまふということもあるのかもしれませんが。きめ細やかな点検ということでございますけれども、そのとおり、先ほど申しましたけれども、週に何回かの定期はやっております。見つければそういった対応できるところでございますが、これも先ほどもお願いしたところでございますけれども、なかなかすべてを常に100%見るという状況にもないものですから、やっぱり住民の方とか、お気づきになった場合には町のほうにご連絡をいただければその対応がなお早くできるというふうに思っております。町民の方々のご協力もいただければというふうに思います。

それから、ガードレールの色でございますけれども、確かに茶色が多くなっているといいますか、茶色のガードレールも見受けられます。あれは環境といいますか、景観といいますか、そういった部分で茶色というお薦めが国のほうからもあったところでございますけれども、あれは強制的ということでもないというふうに思っております。確かに茶色だと見つらいと。夜だと確かにそういうところもありますので、場所によるとは思いますが、そういったガードするというもので、やっぱり目立つほうが良いということもありましょうし、その場所場所、そういったものを考えながら設置をしていければというふうに思っております。あれは決して茶色の場所全部やれというものではないということでございますので、その辺は町のほうの判断なり、皆様方のご意見をいただきながら、茶色、白。場所によってはオレンジとかやっているところもありますね。そういうことで、余り派手なのはあれかと思っておりますけれども、そういった選択はできると思っておりますので、せっかくのガードするもの、それは落ちるだけのガードでなくていろんな意味のガードがございまして、一番いい効果のあるものをつけていくようにしていきたいというふうに思います。

委員長 （鷓橋浩之君）

産業建設常任委員会代表、9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

1点だけ。今ガードレールの話が出たんですが、やはり我々の委員会の中での茶色は非常に見つらいだけではなくて、夜ガードレールがあるのかどうかわからないでボンと例えばバイクの人が突っ込んでいったとか、そういうカーブのところに茶色があると本当に切り損ねるとか、そういった意見が前々から出ているんです。今町長言われたように、オレンジ色もあるんです。我々委員会で視察したときに、ミカンの産地であれば、山口かどこか、オレンジ色のガードレールに統一しているとか、我々からすると違和感を覚えるんですが、地元の人たちはミカンの、何ともしないんですね。だから、制限がないとすれば、そういった考えも一つ入れて、とにかく安全な施設になるように努めていただきたいと思います。答弁要りません。終わります。

委員長（鶉橋浩之君）

以上で産業建設常任委員会代表、9番馬場久雄委員の代表質疑を終わります。

続いて、総務常任委員会代表、15番中山和広委員。

中山和広委員

それでは、総務常任委員会を代表いたしまして、3件質問をいたします。

1件目は、各種税の徴収対策。今の産業建設常任委員会の代表の馬場委員の質問に大体の取り組みのあり方の答弁があったところではありますが、その常任委員会としての質問の中でお伺いをしたいと思います。

2つ目は入札監視委員会からの提言、意見に対する検討、これをどのようにやってきたかと、やっているのかということです。

3つ目は電算システムの委託料の削減対策、これをどう考えているのかであります。

まず1件目ではありますが、各種税の徴収対策についてということで、特に一般会計の町税、特別会計の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の4税目の徴収状況について、まず私のほうからお伺いをし、そしてその対策について町長の答弁をいただきたいと思いますというふうに思ってお

ります。

特に町税であります。予算現額が33億3,649万1,000円、調定額が37億7,726万4,184円、収入済額が34億7,170万2,929円、不納欠損金が1,906万6,412円、収入未済額2億8,649万4,843円であります。その収入未済額の内訳は現年分が7,502万5,351円、滞納分2億1,146万9,492円でございます。次に国保税、これも予算現額は5億7,290万7,000円、調定額が10億867万8,114円、収入済額が5億9,796万5,581円、不納欠損金、何と3,073万3,916円、収入未済額3億7,997万8,617円、その内訳は現年分が9,124万9,746円、滞納分が2億8,872万8,871円ということであります。介護保険料もそのとおりであります。介護保険料にも不納欠損金が269万840円ある。収入未済額は1,084万6,660円。後期高齢者医療保険料、これについては不納欠損金はありませんが、収入未済額が168万5,000円あるという状況でございます。

これらの収納促進、滞納整理につきましては税務課職員の日常業務、さらには先ほども町長から答弁があったようでありましたが、大和町町税等収納特別対策本部の活動、さらには平成21年度に組織をされました宮城県地方税滞納整理機構とそれぞれ連携をしながら収納促進、滞納整理に努めているところであります。

税収入は町民福祉を初めとする町政推進上、貴重な財源であります。滞納整理は財源確保はもとより、税の公平負担の原則からも重要なことでもありますので、なお、さらに平成21年度からの宮城県地方税滞納整理機構については平成23年までの3年間の取り組みということになりますので、それ以降の徴収活動、さらには滞納整理、これらの活動については新たな徴収滞納整理体制といいますか、それをつくる必要があるのではないかとということでもあります。

特にその中では、全庁的な取り組みとして町の収納特別対策本部活動が年2回実施をされておりますが、それと税務課職員の日常活動だけでは到底難しい問題が生じてくるということから、これらについては新たな収納体制といいますか、滞納整理体制、そういうものをつくるべきだというふうに考えますので、町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

次に、2款1項5目財産管理費の中で、入札監視委員会が7月15日に開催をされ、その審議の内容としては平成20年度の入札執行結果から20件を

抽出をして審議をしたということであります。その審議意見としては、おむね良好との意見が出されたという報告がございました。ただ、その中で附帯意見として、一般競争入札については全業種を対象として今年度も1,000万円までに引き下げることに引き続き努めること、2つ目は今年度も総合評価落札方式を引き続き施行し、より一層の内容の充実に努めることとの意見が出されているところであります。このことについて、町としてどのような検討を加えてきたのか、そしてどのような入札執行方法の改善を図ろうとしているのかお伺いをしたいというふうに思います。

次に3件目でありますが、13節委託料、その中に電算システム等の業務委託料が大分多くあります。申し上げますと、一般会計では平成21年度の電算関係の委託料が6,637万1,000円、国保会計が710万8,000円、それに後期高齢者医療会計75万6,000円で、7,423万5,000円が電算システムの委託料として支出をしている。このことについては年々増加の傾向にあるということで、財政負担もますますふえているという状況でございます。電算システムの委託料の削減、その対策を講ずる必要が当然財政的には必要でありますので、そのことについてどのような削減策をお持ちなのか、それをお伺いしたいということでございます。

以上が私の質問の要旨でございます。以上です。

委員 長 （鶉橋浩之君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、中山委員のご質問でございますが、最初に各種税の徴収対策についてのご質問でございます。

平成21年度におけます徴収対策につきましては、早期督促と臨戸訪問を基本にしまして、滞納者の実態を正確に把握して、個別滞納者の状況に応じた効率的な滞納整理を図ってまいりました。特に常習・高額滞納者に対しましては、宮城県地方税滞納整理機構、先ほどお話がありました県の機構でございますが、それと連携いたしまして各種財産調査を計画的に推進して、財産の差し押さえなどの滞納整理を強化するなど効果的な滞納処分と継続的な徴収対策を実施してきたところでございます。

また、大和町といたしまして全庁的に取り組んでおります、これもお話がありました。徴税等収納特別対策本部がございまして、この活動といたしましては、班長職以上の職員によりますローラー作戦を年2回実施して、主に現年度の課税分を対象とした訪問徴収を行って新規滞納者の拡大防止に努めてきたところでございます。その結果、平成21年度の町税の徴収率につきましては現年課税分では97.85%で前年対比0.15ポイントの増、滞納繰越分につきましては18.39%と前年対比6.97ポイントの上昇となっております。一方、国民健康保険税でございまして、徴収率につきましては現年課税分で84.46%と前年対比1.73ポイントの上昇、滞納繰越分につきましては、16.18%と前年対比2.52ポイントの増というふうになってございまして、平成4年以降右肩下がりであった徴収率が若干ではございますけれども上昇に転じ、上昇と申しますか横ばい状況になりました。今後はこれをさらに向上させるように滞納整理を強化していきたいというふうに考えております。世界的な金融危機以降、景気の低迷が続きますと給与水準が低下したり雇用等の不安もございまして、依然として納税環境につきましては厳しい情勢となっておりますので、徴収率向上のために口座振替のなお一層の推進や、また各種徴税対策の充実が必要なものとも考えております。

今後の徴収対策としましては、早期督促や小まめな臨戸訪問を基本といたしまして各滞納者の実態調査を行い、状況に応じた差し押さえ等の滞納整理を引き続き実施するとともに、高額・悪質な滞納者につきましては、宮城県地方税滞納整理機構との連携を深めまして、適正な滞納整理を進めてまいります。さらに全庁的に取り組んでおります徴税等収納特別対策本部によります活動の強化を図り、国保税、介護保険料及び後期高齢者保険料につきましては、関係課と連携した徴収体制を整備するなど、効果的な徴収対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、お話のありました県での滞納機構は、お話のとおり3年間の期間限定の機構でございまして、各町村から県のほうに出向いたした形で、そこで滞納についての実地、実施も含めた中で、今その回収活動をやっていると申しております。3年たって、来年まででございまして、その後ということになりますと、お話のとおりそれから町独自が基本になってくるというふうに思っております。今回そういった形で県に伺いますか、こ

の機構の中でそういったノウハウを勉強しながら実務をやってきておるところでございまして、今後町として独自にやるのが基本になるということでございますが、お話のとおり今の税務課の仕事をしながらということでは可能なのか、それとも全く別にしてというか、その部分を別な形でやっていくべきなのかという、そういったことも考えていかなければいけないというふうに思っています。現在、新たな組織を置こうというところまではいっていないところでございますが、その辺のあり方につきましては、あと1年半の猶予の中で今後の町としての対応、それについては研究し対応していかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

次に、入札監視委員会の提言に対するご質問にお答えいたしたいと思えます。

平成21年7月に開催いたしました入札監視委員会におけます意見、附帯意見は次のとおりでございます。審議意見につきましては、おおむね良好であるとのことございました。また附帯意見につきましては、1つとしまして、一般競争入札は全業種を対象として今年度も1,000万円まで引き下げることに引き続き努めること。②としまして、今年度も総合評価落札方式を引き続き施行し、より一層の内容の充実に努めることとするものでございました。

この附帯意見に関してでございますが、一般競争入札の対象拡大については、平成18年度に相次いだ入札談合事件の摘発を背景に、全国知事会が動くとともに、国は地方公共団体の取り組み支援としまして、地方公共団体の入札契約適正化連絡会議を設置し、平成19年2月に公共調達に関する指針が出されたところでございます。その指針の防止策といたしましては、都道府県及び指定都市におきましては、当面1,000万円以上は原則一般競争入札の実施に向け取り組むこと。直ちに一般競争入札に取り組むことが困難な市町村においても、その取り組みや入札改革に取り組むよう提言がなされております。

本町におきましては、平成11年から一般競争入札の試行を行いまして、平成14年には対象事業を工事の5,000万円以上とするとともに、そのときに入札監視委員会を設置いたしております。その後、平成19年から全業種で2,000万円以上を対象として試行的にやってまいったところでございます。本町も平成21年度の入札執行案件につきましては204件ございまして、

そのうち1,000万円以上は概算約40件ほどございました。これをすべて条件なしの一般競争入札した場合、申請事業者の適格審査に相当な時間を要する現体制での遂行に課題があること並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されまして、従来にもまして工事品質の確保方策や体制整備が求められるようになりました。このような環境を含めて全体的に検討を行い、現時点では対象額を2,000万円以上とし、ダイレクト入札や総合落札方式の試行と透明で公正な入札の執行に当たっているものでございます。

また、ことし6月30日に開催いたしました入札監視委員会では、21年度の入札状況や落札方実施状況を報告いたしました。総合評価方式では入札価格第2順位が第1順位者を逆転して落札となりました。品質の確保を含めた総合判断の成果があり、今年度の附帯意見としましては、1つとしまして、一般競争入札については全業種2,000万円以上を対象として速やかに本施行に移すこと。2番目には、総合落札方式につきましては、配点の設定等にさらに研究を重ね、より一層の内容の充実に努めることの2つでございました。

改革というものは、日々研究を行い改善に向けて努力は必要であると考えておりますので、今後につきましては、今年度の附帯意見を踏まえましてその実現に努力していくというふうに考えております。

次に、電子計算機システムにおけます委託料の削減についてのご質問でございました。一般質問でもございましてご回答申し上げたところでございますけれども、情報通信技術関連の機器、サーバー、プリンタ、端末機器等約770台と住民基本台帳を基礎といたしました基幹業務システム並びに職員が日常業務に使用しております情報系システム合わせて55件の電算処理システムにつきましては、すべて賃貸借で保守業者と委託契約を締結しております。

賃貸借期間につきましては、契約の期間は約5年。通常5年でありますことから賃貸借期間満了後につきましては再リースの契約を締結せずに、機器の所有権並びにソフトウェアの使用権は町に帰属することなどを発注時の仕様において定めまして、導入経費の削減に努めております。

また、保守契約につきましても、導入後1年間は機器及びソフトウェアのメーカー保証期間であるとの考えから、保守対象期間から除外して保守

契約を締結しますとともに、対象機器並びに保守単価につきましても発注時に精査・確認をし、運用経費の削減を図っているところでございます。今後も更新する際には同様の運用を行い、一層の経費削減に努めてまいりたいと思います。

次に、制度改正等によります新規システムの導入や改修業務につきましましては、定額給付金、子ども手当制度の実施、介護保険や後期高齢者医療制度等の法改正、減税や税政改正等にかかわります法改正等が20年度、21年度に集中いたしましたことからシステム改修の委託費用が増加した結果となっております。これは既に運用時のシステムにかかわります制度改正等を原因としたシステム改修については、著作権法上の権利者等へ改修業務を委託しなければならないところでございまして、改修件数の増が委託費用にはね返ることになります。改修業務の委託の際にも業務設計等の単価も精査等を実施いたしまして、経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

また、町全体としての電算処理システムの導入時経費や運用経費の削減の観点から、県を中心としました県内の市町村と歩調を合わせた共同開発、共同運営については、積極的に参加をして導入時の経費縮減を図ってまいりたいと考えております。

一方、国におきましては、省庁や自治体ごとにばらばらに構築されている運用システムの共用化により業務効率のアップや経費節減を図ることを目的とした自治体クラウドと呼ばれる電算自治体の基盤構築について、平成21年度から開発の実証実験が開始されております。町といたしましても、その成果や導入経費等を考察するとともに、県や県内市町村の動向も見据えながら今後の電算処理システムの改修や行進時における選択肢の一つとして、より一層の経費の削減に努力したいと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

委員長（鶉橋浩之君）

総務常任委員会代表15番中山和広委員。

総務常任委員会代表（中山和広委員）

電算システムについての取り組み、さらには委託料の削減、その対策に

については、町長の今の答弁で了解いたしました。ただ、その中では、新たな制度がなければ、導入することがなければ今の委託料よりも減っていくという、これはそういう理解でよろしいんですね。

それではまず税收関係、徴収関係ですね。これをお伺いしたい。

というのは、先ほども申し上げましたが、4つの税目、保険料で収入未済額が6億7,900万円ございます。その中で滞納分が5億8,100万円、滞納分4つを合わせると。それを今町の特別対策本部では現年分を中心にしてこれ以上ふやさないようにするというお話でありましたが、私は、それも大切であります、滞納分の5億8,100万円、これはある一定期間が来ると、物によっては不納欠損金で処理をしなければならないと。そうした場合、そういう不納欠損金になってしまうという、やっぱり税の公平の負担の原則からしたら、まじめに納税をされている方に対しては大変申しわけないというふうに思っておりますし、さらには、この税收が入らないことによって、町として町民福祉の向上だとかいろいろな町の施策、それを進めるために財源確保が難しくなってくる。新たな財源を確保しなくちゃいけないということになると、それも勢い町債にそれが結びつく可能性もなきにしもあらずだということでもありますから、私は何とかしてそういう滞納も含めた収入未済額整理というものに町を挙げて取り組む必要があるだろうということでございます。そういう中で、先ほどは県の地方税滞納整理機構、これは平成23年度で終わりでありますから、それ以降の体制というのは町長おっしゃるとおり町独自の体制をつくらなければならない。そうしたときに本当に今の体制だけで十分に対応できるのかどうか。税務課職員の日常活動、さらには特別対策本部の2回、それも確かにそれだけでは私は間に合わないと思う。というのは、滞納者数、徴税だけでも2,512名おります。2,512名。国保税、これはダブっている場合もあるかもしれませんが、これは1,213名ございます。そういう中で県外転出者が非常に多いということでもありますから、これを追跡して収納するまでには相当なエネルギーも必要でありますし、場合によってはそれが回収困難になってくるというふうに私は思います。

そういうことも含めると、やっぱりきちんとした体制をとりながらこの徴税の回収に、整理に当たる必要があるということで、もちろん税務課職員の日常活動、さらには収納特別対策本部の活動、そしてもう1つ提案し

たいのは、恒常的に滞納整理に当たる、いわゆる囑託職員、そういう方を
お願いして、そして専門的に回収に当たっていただく、そういう体制はと
れないのかどうか。

それから、先ほど申し上げた町の収納特別対策本部の活動、これは年2
回ではなくて3回とか4回、いわゆる四半期ごとぐらいにそういう体制を
とっていくことによって、幾らかでもその対策が講じられるのではないか
ということでございますので、そのことについて改めて町長の考えをお伺
いしたいというふうに思います。

それから入札監視委員会からの提言、平成22年度は6月に開催されて、
その中で一般競争入札は全業種とも現在行っている2,000万円、それでと
いうようなお話でございましたので、それはそういうことでこれからも進
めるといことでそれもよろしいのかどうかですね。あわせてこの2件に
ついて、改めて町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。以
上です。

委員 長 （鶴橋浩之君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めに電算システムの件でございますが、新たな制度がなければ、
要するにシステムの変更といいますか、なければ減るのかということでご
ざいですが、20年、21年度につきましては、そういった制度改正が多かつ
たものですから、その分で大きく膨れ上がったということでございます。
基本的になければということには、その変更費用というのとはかからない部
分は当然安くなっていくというふうに思います。

それから徴収関係でございますけれども、全庁を挙げてということはも
ちろんそのとおりだと思っております。今、ローラー作戦で現年度分とい
うお話を申し上げましたが、基本的に現年度分、どちらが先かということ
はあろうかと思いますが、現年度を埋めて、それ以上徴収すれば当然前の
ほうに行くということで、後を上げて前をとといいますか、新たな滞納が出
てくるということについて、税の公正性からいったときにはというお話も
ありましたけれども、その考えもあると思っておりますが、一番昔のやつを取り

に行く、なかなか今度は追いつかないといいますか。そうすると今度は払う方の意欲といいますか、何か次々に新しいものが出てくるということもあろうかというふうにも思うところです。おっしゃることもよくわかるんですが、その辺のどちらに向けるかというのですか、そのことについての難しさというふうには思いますが、まず現年の滞納をまずなくしましょうという基本的な発想ということでございまして、そのことで公平さが欠けるといいますか、そういう考えも全くないわけではないと思いますけれども、なかなか難しい判断だというふうに思います。それ以上徴収できるような努力をしていくということが一番だというふうに思っておりますので、そういった努力をしていきたいというふうに思います。

また、滞納を囑託をお願いするという方法もちろんあるというふうに聞いております。お隣の町でもそういう方法をやっております、そのよさ、悪さということではないのですが、その効果についてそういった実例もございまして、そういったことも踏まえていろいろな方法の一つとしてそういうことはあるというふうに認識しておりますが、そういった効果についてもいろいろ検証してみたいというふうに思います。

また、ローラー作戦の日数をふやすということですね。そのことにつきましても職員もほかの仕事もそれぞれ持っている中でやっているものですから、すぐふえるということはないところもありますけれども、徴収ということについてはおっしゃるとおり大切なこととございまして、町の大事な資源になってくるわけとございまして、このことについてはやっぴかなければいけないというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

また、入札でございまして、今回の提言につきましては2,000万円の現状を進めるというような附帯意見でございました。基本はそのような考えを持っているところでございまして、入札につきましてはいろいろ制度に対する考え方、そういったものが国等でもいろいろ動くところがございまして、前回、数年前まで言っていたこととまるっきり違う方針が出されたりということがございまして、そういうことに対応していくというのは非常に、一体どちらなんだろうと我々も思うところがございまして、そういったこともありますので、そういった国の動き、また国の考え方、そういったものを踏まえた中での対応をしていかなければいけないというふうに

は思っております。そういう考え方で、「これ」という考え方ではなくて、いろいろな動きがある中でございますので、そういったものに対応した中での透明性のある、みんなが納得できるような入札制度をやっていききたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長（鶉橋浩之君）

総務常任委員会代表15番中山和広委員。

総務常任委員会代表（中山和広委員）

1件だけ。徴収対策。今町長からいろいろご答弁をいただいて、その趣旨、考え方、それは了解をいたしました。ただ私は、職員の皆さん、大変ご苦労さまですけれども、全庁を挙げてそういう職員の体制をつくれということは、職員の皆さんも我々も、町民の皆さんから預かっている税金をいただいているということを考えた場合、やはり多少無理があっても、職員の仕事の中で無理があってもそのことを理解していただきながらこの滞納整理に取り組むというその姿勢、そして新たなその体制づくりといえますか、それをぜひ検討されることを期待して私の質問を終わります。以上です。

委員長（鶉橋浩之君）

答弁はよろしいですか。（発言する者あり）

以上で総務常任委員会代表15番中山和広委員の代表質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

委員長（鶉橋浩之君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

社会文教常任委員会代表、16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

それでは、社会文教常任委員会を代表いたしまして質問いたすわけですが、今回の21年度の決算審査に当たり、各委員が大きな質問がございました。課題を整理して常任委員会で3点ほど質問をすることになりました。

今回は教育長に質問する、そういう要旨になっておりますが、教委員の任命権者であります町長に今回はご答弁をいただきたく、町長に質問を要請したところでもございます。

初めに、学校職員もAED。このAEDを使いこなせるような、そのような研修をすべきじゃないかというような常任委員会での議論になりました。AEDにつきましては、心肺停止5分以内であるならば心臓を動かすという、甦生できるという小型でとてもすばらしいすぐれものであります。特に、この機械については、学校あるいは人が集まる場所においては、本町では必需品として備えておるわけですが、質疑の中で、中学校の先生のAEDの研修についてどのぐらい講習しておられるのかというふうな質問がございました。受講に当たっては、先生が代表して受講し、そして受けられない先生方に教えるというような、そういうふうなことが答弁の中であつたようであり、そのAEDの使い方については、先生方が受けて、そしてどんなときでも使えるような、そういうあり方をきちっと計画を立てるべきじゃないかということでお伺いをいたします。

また、この受講については3年に1回受ければいいのかというふうな答弁もありましたが、やっぱり3年の1回ではその取り扱いを忘れてしまわないかというふうなこともございました。また、新任や転任の先生の対応はどのようになっておられるのかということについても、きちっとしたその計画の中で計画を立てながら進めていくべきではないかというふうな議論をなされました。そのことについて町長の答弁をいただくわけですが、さらにはこのAEDにつきましては、PTAの行事の中で取り扱いの講習を行いながら、保護者も使えるようにしていくべき検討の必要性、あるいは社会体育事業や社会教育事業の中で受講に対応できるのか、すばやく対応できるのはPTAの方々が多いのではないかというふうな質問もありました。ですから、そういう対応を計画的に実施していくべきでないかというふうなことについて、第1点でございます。

次に、学力向上パワーアップ支援事業についてでございますが、学力支援事業については21年度の事業の中で学力向上検討委員会を設置し、そして学力向上サポートプログラム行動計画を策定いたしました。その中では町全体の行動計画も大きく盛り込まれ、具体的には標準学力調査を実施し、それに基づいた授業力を進めていかなければならない。あるいは、校内授業研究会に外部講師の活用を取り入れ、そして教育指導のレベルをアップしていくというふうなことが策定の中にありました。

去年は教育フォーラムを見せていただきましたが、この教育フォーラムにつきましては、先生あるいは生徒、父兄、一般の町民の方々が参加をし、そして内容を見せていただきました。とてもすばらしい先生の授業内容でありました。終わりましたから、ディスカッションなどもございましたが、私どもも見ていただきまして、本当に心に残る、感銘するフォーラムであったなというふうに思っています。

また、さらには家庭と地域と連携して学習の習慣を図るための啓発活動を重要であるというふうな行動計画をつくって、このことが今回の学力向上パワーアップの一つの質問でございます。

この家庭学習の習慣化を図るための啓蒙活動ももちろん保護者を対象にアンケートを実施し、そして家庭学習の家庭の状況を随時把握し、そして学校にそのようなことについて調査を義務づけながら、家庭学習の勧めというふうな広報を渡しながらその啓発活動もしております。家庭学習については、ことしで2年目でありますから、習慣化がされたというふうな、そういう定着は見られる学校と見られない学校もあるかと思いますが、そういう状況の中で学力の格差がついているのではないかというふうな議論もなされました。

大まかに言って、学力をつくるのには家庭の力と学校の力の二つがあるかと思えます。学校の力というのは、学校で教鞭をとられ、そして子供たちが学力をつけるための下支えをやっている先生方の状況だと思えます。また、家庭の力というのは家庭学習が習慣化されて、そして家庭や地域にそういう家庭学習が備わっているかということになります。ですから、学力が上がるということはそういう習慣化された、その土台の上に学校で教えられたその力というものが備わることによって、学力が自然と向上するのではないかというふうな考えがございます。

ですから、今回の質問の中には、家庭学習の習慣化を任命権者である町長はどのように考えておられるのかということについてお伺いをするわけであります。

また、この学力向上パワーアップには現在、ふれあいセンターや児童館に遊びに来る子供たちをサマースクールのような学習支援をやっておられます。昨年は緊急雇用創出事業臨時特別基金を活用して、児童学習支援員の配置を各学校にいたしました。今までの児童館でありますと、児童の放課後対策、つまりかぎっ子対策が主でありましたが、この児童館あるいはふれあいセンターが集まった子供たちをこの時間を遊びの中で学習の補充、あるいは宿題をする時間にならないかというふうに思っていた住民の方々が大勢おられましたが、ようやくこのような支援事業を配置することになりました。こういう学習環境が整ったわけでありまして、前に述べたようなそういう授業、あるいはそういう支援事業が進むことによって学力のアップができるというようになるかと思えます。特に冬はウィンタースクールを実施してはどうかというふうなことでございます。夏にはセンターではサマースクールをやっておりますけれども、ウィンタースクールも一緒に年を通して実施できるようにしていくべきではないかというふうなことで、町長にこのことを伺います。

次に、ことばの教室の指導者の育成を急がなければならないということでも議論がなされました。平成18年度に学校教育法が改正されて特殊教育から特別教育支援、要するに子供たちにはいろんな障害を持った子供もおるわけでありますが、そういう子供たちに支援をしていくというふうに転換された法律ができたわけでありまして、この制度の仕組みには特に難聴や言語障害のある子供たちへの教育指導も盛り込まれております。言葉というのはコミュニケーションの手段としてではなく、もちろん大事なことでありますけれども、自分の人格に大きく影響を及ぼし、そして自分の将来までも決めていくという大変重要な言葉であります。我が町でも法律の施行2年前の平成16年度に幼児ことばの教室を子育て支援の一環として次世代育成事業の中で就学前の子供たちを対象に幼児ことばの教室が開催されました。また小学校に入っては就学児童のことばの教室も開催され、幼児ことばの教室と児童ことばの教室の連携というものはすばらしい連携の中で子供たちがアナウンサーのように話ができるような、そういう発表会を

何回か拝見させていただきました。特に幼児教室については言葉の大切さやあるいはコミュニケーション、このことについて先生や父兄、先生というのは教えてくれる先生であります、教鞭をとられている先生じゃなくして、お父さんやお母さんたちがそういう言葉について大切であるという、そういう課題を共有しながら対応している姿、こういう姿も発表の中でありました。それはお父さんやお母さんへの感謝の言葉という形で発表されているわけではありますが、本当によかったな、うちの子供が言葉を話せるようになった。言葉が話せるようになって本当に明るくなってきたな、家庭の中で会話ができるなという、そういうお話もたくさんいただきました。今回の質疑は幼児ことばの教室や就学児童のことばの教室の指導者の育成であります、幼児ことばの教室については庄司先生という先生が加美町、大衡村、大和町をかけ持ちして指導していただいております。先生は宮城県教育研修センターで1年間言語の研修を受け、ことばの教室の担任として20年間、現職でご奉仕してまいりました。退職後は本町初め今申し上げた町村のことばの教室の講師として15年間、指導に携わっております。もちろん先生は宮城県のことばの教室を夢見ている先生方の講師先生でもございます。就学児童ことばの教室については同じ先生が何年も教鞭をとられて、そして小学校の先生とお会いいたしますと、大和町内から通ってきた子供たちの熱意に対して先生の指導の熱意と優しさが本当に感じられる先生でありました。この先生も10年近くおりました。22年度に転勤なさったようではありますが、何といたっても先生方の不足というのが問題になるわけでありまして、さっき申し上げた幼児ことばの教室の先生の年齢を考えますと、何といたっても次の先生を早急に育成し、そしてことばの教室が末永く続くよう私は期待をするわけではありますが、先生の指導者の育成について早急に考えなければならないと思いますが、このことについて町長のお考えを伺います。

委員 長 （鶉橋浩之君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
それでは、初めにA E Dの研修のご質問でございました。このA E Dに

つきましては、心肺停止時に心臓に電気ショックを与えまして正常な状態に戻す医療機器でございます。一刻も早く電氣的徐細動を必要とする場合に、一般の人でも使えて非常に効果的であるということから、町では主な公共施設に配置をしております。小中学校には平成19年3月に各校2台を配置しまして、体育館と職員室前に設置をいたしております。AEDの使用に当たりましては、人工呼吸や心臓マッサージなどとの心肺蘇生法もあわせて行うことから講習を受ける必要がありますが、小中学校に配置した年に教員を対象とした講習会を開催して、普通救命の修了書をそのときには各校1名、取得いたしております。その後は小中学校でPTAとの共催や単独でAEDの講習会を実施し、その操作方法を習得しております。今後も全教職員が緊急時にちゅうちょなく適切に使用できるよう受講機会をふやしまして緊急事態に備えたいと考えております。なお、宮床中学校では中学校3年生、大和中学校では2年生が毎年受講して普通救命の修了書を取得しているということでございました。

次に、学力パワーアップ支援事業につきましてでございますけれども、宮城県の教育委員会から大和町教育委員会が21年度と22年度の2カ年間指導を受けまして、各種事業に取り組んでいるところで、その事業の大きな柱としましては家庭、地域との連携による家庭学習の習慣化がございます。学校、家庭、地域が協力をして児童・生徒の学習環境の改善を図っていくための研修会の実施、また家庭学習のすすめの発行、家庭学習、これは学年掛ける10分間、机にということ、1年生であれば10分、2年生であれば20分、6年生は60分ということですか、そういった啓発活動の展開等によりまして児童・生徒の学習が習慣化するように努めておりますし、基本的な生活習慣の育成も大事であることから、早ね・早おき・朝ごはんの運動も展開しております。また各児童館に配置いたしました児童学習支援員が中心になりまして、冬休みにはウィンタースクール、ことしの夏休みにはサマースクールと長期休業中の児童に対しての学習支援活動を実施しております。また平日の午後とサマースクール等開催以外の長期休業中、夏休み等でサマースクールをやっていないときには、児童学習支援員が児童館で児童の宿題の点検や学習指導を現在も実施しております。

教育ふれあいセンターや児童館でのサマースクールの実施についてのご質問でございますが、ことし小学校を会場に実施してございましたので、サ

マースクールの内容の充実を図りながら、引き続き小学校でのウィンタースクールの実施を考えてまいりたいというふうに思います。

また家庭学習の習慣化ということでございますが、どのように考えるかということのご質問がございました。家庭学習というのはやっぱり非常に大切なことであろうというふうに思います。学校での勉強のほかに予習・復習、小さなお子さんはそこまでいかないかもしれませんが、また宿題をする等々、常に自分から勉強をするというような習慣、これは必要でございます。ただこれはなかなか、子供は宿題とかはやりたくないというのが経験上わかります。やっぱりそういうときには親が、家族がまず家庭で勉強しましょう、勉強しよう、宿題はやらないのかということをやるのが基本だと思います。またそのお手伝いとして先ほど言いましたような学習支援員とかそういった方々が児童館とかそういうところでまた指導をする。学校以外で勉強をするということ、そういったことが習慣づけていければ子供たちの学習に対して大きないい影響が与えられるというふうに思っております。各家庭学習、最近どうなんでしょう。宿題とか余りないんでしょうか。少し宿題とか出して家庭でやってもらえればいいのかというふうに思いますが、その辺は私のあれではないので。そういうことで宿題とかあれば半分強制的にやるというようなこともあると思いますので、そういうことはあっても私は教育上いいと思います。

次に、ことばの教室でございますが、ことばの教室につきましては毎週火曜日に吉岡児童館を会場にいたしまして、発音が不明瞭だったり、正しく言えないお子さんを対象に一对一の個別指導で発音練習をしております。1年間を通しての勉強の成果は委員も今お話があったけれども、単に発音の改善のみならずいろいろ子供の性格まで影響を及ぼし、明るくなった、積極的に発言をするようになったと周囲を驚かすような成果を見せておまして、ことばの教室の効果は大変大きいものというふうに考えております。このことばの教室の指導者の育成ということでございますけれども、このことばの教室の指導者につきましては専門的な知識と長年の経験が必要というふうに伺っております。先ほどのお話でも1年間の研修をして10年の経験とかそういった形のことでございまして、そういうことを考えれば育成するには相当の時間が必要でございます。適格者そういった方々、専門の指導・研修を受けた方々が宮城県から紹介をいただけるとい

うふうに聞いております。専門機関のほうに問い合わせをしたところ、そういった方々のご紹介ができるというようなお話もちょうだいしておるところでございまして、そういったことからご紹介をいただいた中で人材の確保をして、そして指導をしていければというふうに考えておるところでございまして。以上です。

委員長（鷓橋浩之君）

社会文教常任委員会代表、16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

最初のAEDにつきましては19年3月に学校に配置、そして普通救命士先生1人受けられたというふうな答弁であります。やっぱりきちんとした計画を立てながら全員受けていく、そういう義務化をやっぱりしていくべき必要があろうと思います。またPTAについても同じように研修をしたということでもありますから、もう既にお忘れになった方もおるのではないかとこのように思われる節もございまして。こういうこともやっぱり長く継続していくという、そういうところに私たちの仕事もあり、命を預かる人たちの大きな仕事ではないかというふうにも思っております。このことについて、義務づけることやあるいはPTAの方々への忘れていたような節合いもありますから、そういう指導もしていくということなども必要だろうということで再質問をさせていただきます。

次に、教育についてであります。さっき町長はとても素晴らしいことをおっしゃったなというふうに思っております。私も子供の時代には本当に宿題をさせられるのが経験の中で余りやりたくなかったというふうな、私もそうであります。ですから親として大切なのは自分が子供であったときのことを思いながら、子供たちにどう教えていくかということをおぼれている親が多いような気がいたします。詰め込みをさせてしまうような嫌いな親にはあるのではないかとこのように思っております。ですからそういうことを丁寧に子供たちとお話をしながら、何か褒めながら学習ができるようなそういうシステムというものが私は本当に必要じゃないかというふうに思っております。そのことについても再度、お考えを質問いたします。

それから冬分のスクールあるいは夏分のスクールについてはわかりました。そういう形で21年度の事業反省を踏まえながら実施されているということでございますから、このことについてもさらに続けてほしいというふうに思っております。ただこのことについては、この事業については23年度でこの事業が終了してしまう、そういう計画であります。21年度から23年度までの時限の事業でありますから、この事業が終わりましたらどのようにこの事業を進めていくのかということなどの議論も必要であります。私はやっぱり町の一般財源の中でこういう支援活動をしていくべきではないかというふうに思うわけであります。このことについてお考えを21年度の事業から感じたわけでありますからお伺いをいたします。

また、ことばの教室についてでございますが、今答弁があったように大切であるということについて私も重々わかります。このことはさっき申し上げましたが、法律がまだ十分整備されていない中での事業であります。法律の中では予算や人員あるいは教室の設置、あるいは先生方の専門性や研修など多くの課題をまだ詳細にできていないようなことであるようありますが、我が町ではその法律をつくる前の2年前にもう立ち上げたわけありますから、このことについては住民の方々、本当に少人数でありますけれども私は大切な仕事だと思っています。そしてこの事業の大切さを今、町内の子供たちを全員調査し、そして言葉の障害があった場合には子供たちとお母さんとその担当する先生方が三者でお話をしながら、ぜひともその教室においでになって、私が責任を持って教えますからというふうな、そういう全町、幼児の調査を行っている大切な事業であります。ですからそのような事業を推進する中で、やっぱり後継者の育成ということについて、さらに県教委等にかかけ合いながら派遣をするということでありませうけれども、その派遣をいただいたときの講習を受けられる先生や講習を受けられる一般の補助員の方々とか、そういう方々を大きく広く公募しながら、このことについての認識を深めていくべき必要があるのではないかと。その3点についてお伺いいたします。

委員長 （鶉橋浩之君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めにAEDでございますが、お話しのとおりAEDにつきましてはやっぱりその機械があっても使い方ということが大切でございます。平成19年度に設置したときに各学校1名というふうなことでございまして、講習を行ったところでございますが、その後、各学校でそれぞれ先ほども申し上げましたとおりやって、避難訓練とかも含めた中でだと思っておりますが訓練をやっております。PTAの方々も忘れておるということでございませぬ。常にやっておくということだというふうに思いますが、学校等でそういった防災訓練とかそういったときに一緒にAEDの講習もやっている。3時間の講習はなかなか難しいんでございますけれども、そういった使い方とかといったものについての確認、または実地といったことをやっておるところであります。義務化ということでございますけれども、学校のほうの先生方は転勤されてかわることがございますので、そういった方々がいることは常に確認しておかなければいけないというふうには思いますし、全くいないということはないんだというふうに思いますけれども、そういったことがないような体制はとっていかなければいけないというふうに思っております。そういった防災訓練とかそういったときにPTAの方々にも参加をしていただいて一緒にやっていただく。また最近、いろいろ健康祭りとかそういうところでもそういった実地、デモンストレーションもやっておりますので、それにもそういった機会があれば多くの方々に参加をいただいて、さわっていただくといえますか、経験していただくということも大切だというふうには思っております。

それから家庭学習のことでございますけれども、褒めながら育てる子供としっかりながら育てる子供、いろいろとタイプがあるんだろうと思えます。褒められて大きく育つ子供とそうでない子供、いろいろなやり方があるというふうに思っておりますが、先ほども言いましたけれども家庭の中で勉強するといったことの大切さをわかるということが必要だというふうに思っております。そういったことで小さいうちから、さっき学年掛ける10分というお話がありましたけれども、そういった時間でも習慣づけてやっていくということ、これはその子供さんだけではなくてやはり家庭が、家族が一緒になって机に向かう姿勢をとるとか注意をするとか、そういったことが必要だというふうに思っております。家庭または学校、または児童

館等のそういった場で習慣がつけられていければというふうに思っております。

またことばの教室につきましては、おっしゃるとおり大切な事業ということでございまして、教育委員会のほうでも小学校のほうに今お一人おいででございますけれども、もう1名、そういったことばの教室ができるような先生をお願いをしていると伺っております。まだそういった決定はないというふうに思っておりますが、それだけ大切さを認識した中で取り組んでおります。また、小学校に入る前の段階で小さいうちからやったほうが良いということでございまして、これまで庄司先生にお願いしてやってきております。その中でアシスタント的なことを職員もやっておった経緯もあるわけでございますけれども、なかなかメインとなってやるというにはやっぱりそれなりの経験なり実績が必要というふうに思っております。お手伝いをする立場の方々については町の職員の方がやるということもできるかもしれませんが、やっぱりメインとなってやる方につきましては、しっかりした専門的な研修を受け、経験のある方がふさわしいというふうに思っております。宮城県の特別支援教育センターとかというところにも講習とかもあるというふう話も聞いておりますし、そこでいろいろ経験された方々がおいでという話も伺っております。したがってそういったメインという部分につきましては、こちらで育てるということも大切かもしれませんが、やっぱり専門的なことをやった方々にメインになって教えていただいて、あとはこちらは補佐するといえますか、そういった体制のほうがいいのではないかと。育てるといってもなかなかそれ専門にやるという方はなかなかいないところでございますので、そういった体制が今考える中ではベターではないかというふうに考えております。以上です。

委員長（鷗橋浩之君）

社会文教常任委員会代表16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

AEDやあるいはことばの教室についてはわかりましたが、昨年度開催いたしました教育フォーラム、家庭・学校・地域が協力して学習環境を整

えていこうとするあのフォーラム、あの授業の中で子供たちが隣の子供たちに質問したりして、お互いに学び合う様子というのがとても新しく感じた一コマでありました。こういう隣の人と意見を交わしながら、いろんな発想の中で学んでいこうとする、意見を交わしながら学んでいこうとする、このようなフォーラムをことしの授業の中では計画されていないようでもありますけれども、22年度の中でこの事業が進められるように私はしていくべき必要があるように21年度決算の中から感じたわけでもあります。子供たちが絶えず学習をしていくという子供たちの勉強意欲に学校全体あるいは地域全体が配慮していくという、そういう姿がこのフォーラムの中でも見受けられた一コマでもあります。そのことについてお考えをいただきながら終わりますが、私の質問が傍聴者の皆様方にお届きになりましたか、そのことなども後でお伺いしながらマイクの使い方についての一つの考え方をいただきながら私の質問を終わります。

委員 長 （鷓橋浩之君）

答弁はよろしいですか。（「いや、答弁をしてください」の声あり）

町長浅野 元君。（「最後のやつではないですよ。フォーラムについてです」の声あり）

町 長 （浅野 元君）

マイクの使い方についてはお答えしませんけれども。フォーラムでございしますが、フォーラムについては模擬教室だったというふうに聞いております。その中で先生方も公聴しておったということでございまして、そういったいい内容であったということ。授業にすぐ取り入れられるかどうかということにつきましてはなかなか私、専門ではありませんが。そういったところを見ておられるので委員が感動したと同じように先生方もそういった授業につきまして感動もされており、今後の授業にどういった形かはわかりませんが、取り入れていくんだというふうに思っております。そういったことございまして、その効果のやり方につきましては教育長……すみません。私だけなんだそうございまして、役不足でございますが、次の議会の一般質問にでもぜひ教育長のほうに質問していただきたいと思っております。そういうことで、そういった成果のあったフォーラムという

ふうになっております。先生方も公聴されているということでございますから、そういったことを生かしていただいて、そして今後のパワーアップにつながっていただければというふうに思います。以上でございます。（「はい終わります」の声あり）

委員長（鶉橋浩之君）

以上で社会文教常任委員会の16番桜井辰太郎委員の質問を終わります。

これで代表質疑を終わります。

決算特別委員会に付託された平成21年度の各種会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

お諮りします。

平成21年度の各種会計決算の認定については、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、平成21年度の各種会計決算の認定については討論を省略して採決いたします。

お諮りします。

平成21年度の各種会計決算の認定については、一括採決したいと思いません。賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

一括採決に反対者がありません。

会議に付されました事件は、一事件一処理の原則によるものとされています。

一括採決は全員が賛成の場合のみ認められるものであり、反対される方がいる場合は、一括採決できないこととなります。したがって、本特別委員会における平成21年度の各種会計決算の認定につきましては、各会計ごとに採決することにいたします。

認定第1号 平成21年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第2号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第3号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第4号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第5号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第6号 平成21年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第7号 平成21年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第8号 平成21年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第9号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第10号 平成21年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第11号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第12号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

認定第13号 平成21年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本決算は認定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

大和町議会決算特別委員会を閉会いたします。

一言ごあいさつを申し上げます。9月10日に今委員会を設置以来、皆様方には悪天候の中、ハードなスケジュールでありました現地調査を始め各課の審査に当たりましては、延べ45人の委員さんが会議規則いっぱいの3回の質問回数をフルに使いまして詳細かつ熱心に審査、そして本日の代表質疑及び採決と本委員会に課されました責任を十分に果たすことができました。特に新しい議場になって初めての特別委員会ということで私も大変緊張いたしました。皆様方のご協力によりまして無事終了することができて心から感謝と御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

午後2時49分 閉 会